

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学クロス・アポイントメント制度に関する規程

平成27年1月30日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国内外から優れた人材を確保し、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び社会との連携を推進するため実施するクロス・アポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)クロス・アポイントメント制度 次のいずれかに該当することをいう。

イ 次号に規定する教員が、第5条に規定する協定に基づき、本学の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行うこと。

ロ 相手方機関の職員が、第5条に規定する協定に基づき、当該相手方機関の身分を保有したまま、次号に規定する教員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと。

(2)教員 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号。以下「年俸制適用職員給与規程」という。）の適用を受ける教員及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号。以下「教育研究系有期契約職員就業規則」という。）第1条第2項第1号から第4号までに掲げる特任教員（1週の所定勤務時間が40時間である職員に限る。）をいう。

(制度の適用)

第3条 クロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員は、国立大学法人としての公益性及び公共性を確保したうえで、本学の教育研究等の発展に寄与すると学長が認めた者に限る。

2 クロス・アポイントメント制度の適用期間は、1月以上の期間とする。ただし、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学任期付職員の採用及び給与等に関する特例規程（平成16年規程第52号）第1条に規定する任期付教員及び教育研究系有期契約職員就業規則第1条第2項第1号から第4号までに掲げる特任教員については、その適用期間は、当該教員の雇用契約の期間を超えることができない。

(勤務時間等の取扱い)

第4条 クロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員の勤務時間、休日及び休暇等については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号）又は教育研究系有期契約職員就業規則の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定することができる。

2 クロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員の給与の取扱いについては、年俸制適用職員給与規程又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員（定時勤務）給与規程（平成17年規程第7号）の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定することができる。

3 クロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員の退職手当については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号イに掲げるクロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員 相手方機関の職員として相手方機関の業務に従事した期間を国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員退職手当規程（平成16年規程第58条。この項において「退職手当規程」という。）第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含める（教員が相手方機関から退職手当又はそれに相当する給付を受ける場合を除く。）ものとする。

(2) 第2条第1号ロに掲げるクロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員 本学の教員として本学の業務に従事した期間は、退職手当規程第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含めない（本学と相手方機関との協議により、別に定める場合を除く。）ものとする。

4 前3項のほか、クロス・アポイントメント制度の適用を受ける教員に係る本学の業務に専念する割合その他必要な事項については、本学と相手方機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第5条 学長は、教員にクロス・アポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手方機関の長と協定書を締結しなければならない。

2 学長は、前項の協定書の内容のうち、当該教員の労働条件等に関する事項について、当該教員に通知するものとする。

(他の規程との関係)

第6条 クロス・アポイントメント制度において相手方機関の業務を行う場合の手続きについては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学兼業規程（平成16年規程第53号）は適用されない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、クロス・アポイントメント制度の実施

に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(退職手当の取扱いに関する経過措置)

2 この規程の施行日の前日までに、第2条のクロス・アポイントメント制度の適用を受け、施行日以降も引き続き当該制度の適用を受ける教員の退職手当の取扱いについては、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。